

政令第六十六号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施

行期日を定める政令

内閣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十四年六月三十日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年九月二十八日とする。

理 由

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期
日を定める必要があるからである。